

社会福祉法人 神戸市垂水区社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、神戸市垂水区社会福祉協議会（以下、「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号のとおりとする。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員、評議員、顧問及び定款第34条に基づき設置する部会及び委員会の委員をいう。
- (3) 報酬 職務執行の対価をいう。
- (4) 費用 職務執行に伴う費用及び旅費等をいう。
- (5) 報酬等 報酬及び費用をいう。

(報酬等の支給及び算定方法)

第3条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 監事のうち、公認会計士または税理士の資格を有する者については、次により報酬を支給する。

ア. 監事監査 1回30,000円以内。

イ. 会議等に出席する場合 1日につき10,000円以内。

- (2) 前号に規定する監事以外の役員等については、報酬を支給しない。

2 役員等について、次による場合は、その費用を弁償することができる。

- (1) 法人業務を行う場合
- (2) 会議等に出席する場合
- (3) 職務のため出張する場合

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、その額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。